

議案第 23 号

野田市母子等医療費助成金支給条例を廃止する条例の制定について

野田市母子等医療費助成金支給条例を廃止する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市母子等医療費助成金支給条例を廃止する条例

野田市母子等医療費助成金支給条例（昭和47年野田市条例第11号）は、
廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の野田市母子等医療費助成金支給条例（以下「廃止前の条例」という。）の規定により母子等医療費助成金（以下「助成金」という。）の支給を受けた者及び次項の規定により助成金の支給を受けた者については、廃止前の条例第8条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 この条例の施行の際現に廃止前の条例の規定により助成金の支給を受けることができる者であって当該助成金の支給を受けていない者に対する当該助成金の支給については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

提案理由

妊産婦が妊娠出産を起因とした疾病で診療を受けた際の費用については公的医療保険の適用及び高額療養費の給付により、未熟児に係る医療費については子ども医療費の助成により、母子等医療費助成金は役割を終えたことから廃止しようとするものである。